



Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

第6回

川崎市地域文化財 ガイドブック

令和6(2024)年3月



川崎市文化財保護推進キャラクター シッシー君

地域文化財顕彰制度は、地域に根ざした豊富な文化財を幅広く顕彰・記録することで、地域で守られ、伝えられてきた文化財に光をあて、多くの人々にその価値を伝えていくことを目指しています。

編 集 川崎市教育委員会事務局文化財課

住 所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

電 話 044-200-3305

F A X 044-200-3756

メーリ 88bunka@city.kawasaki.jp

地域文化財顕彰制度ウェブページ ▶▶▶▶▶



令和5年度に決定した第6回地域文化財を紹介します！

地域文化財の種別と内容

種別	内容
有形文化財	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料 ※川崎市の歴史と関係のない美術品などは、原則として対象になりません。
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術
有形民俗文化財	無形民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋などの物件で、市民生活の推移の理解に役立つもの
無形民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術などで市民生活の推移の理解に役立つもの
記念物	①遺跡関係……古墳、社寺跡、城跡、旧宅その他の遺跡 ②名勝地関係……庭園、林叢、井泉、丘陵その他の名勝地 ③動植物及び地質、鉱物など
文化的景観	地域における人々の生活または生業、地域の風土により形成された景観地で、地域の生活または生業の理解に役立つもの
伝統的建造物群	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群
文化財保存技術	市内の文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能

■公開情報の見かた

- A 屋外にあり、常時見学可能です。
- B 博物館施設等に所在し、施設開館時に見学が可能です。
- C 見学を希望する場合は、文化財課にお問い合わせください（公開時期や公開できる範囲などが限定されています）。
- D 見学不可（学術研究等のため見学を希望する場合は、文化財課にお問い合わせください）。

※個人の敷地内にあるもの、「C」「D」の地域文化財の「所在地／主な活動場所」は番地の記載を省略しています（公共施設以外）。

第6回決定分



ねのじんじゃしゃてん
子神社社殿

江戸時代、東海道川崎宿に祀られ、明治3（1870）年に地域の人々によって再建された。向拝中備には、大黒天を除く六福神、木鼻には猿に乗るネズミの彫刻が施されている。

住 川崎区宮本町7-7 稲毛神社内

公開情報 C 種別 有形文化財（建造物）



せんだんにくんこうとくひ
泉田三兄弟碑

二ヶ領用水を開削した小泉次大夫と、老朽化した二ヶ領用水等の改修、川崎宿の再興に尽力した田中休愚を顕彰する功德碑。碑文は信夫恕軒（築）、篆額は2代内閣総理大臣の黒田清隆、金子之恭の書が刻まれている。

住 川崎区宮前町6-5 妙遠寺

公開情報 A 種別 有形文化財（歴史資料）



ごしんすいふきあいどいしわく
御神水吹上げ井戸石柱

稻毛神社境内にある井戸の石柱で、川崎宿の旅籠屋中が寄進したもの。寄進者の名と文化8（1811）年と文政12（1829）年の年号、「御神水」が刻まれている。

住 川崎区宮本町7-7 稲毛神社

公開情報 A 種別 有形文化財（歴史資料）

4



**みちぶしんきしんひ
道普請寄進碑**

川崎宿から川崎大師門前までの道普請を天保10（1839）年に寄進したことを記念する石碑。もとは川崎宿の「万年屋」前に建っていたもので、大正14（1925）年国道の敷設工事のため、平間寺境内に移設された。

住 川崎区大師町 4-48 川崎大師平間寺
公開情報 A 種別 有形文化財（歴史資料）

5

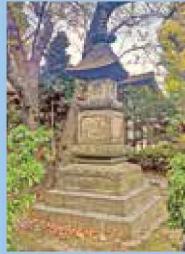


**かわさきししょだいししゃうじいたいすけうしきしおとくひ
川崎市初代市長石井泰助大人頌徳碑**

大正13（1924）年に初代川崎市長に就任した石井泰助の頌徳碑。もとは菩提寺の徳泉寺に建っていた碑を市制40周年に合わせて稻毛公園へ移設したもの。

住 川崎区宮本町 7 稲毛公園
公開情報 A 種別 有形文化財（歴史資料）

6



**かわさきだいしへいんじほうきょういんどうわざよのうじょうひん
川崎大師平間寺の宝筐印塔及び納入品**

宝暦6（1756）年に徳川御三卿の一、田安家の当主が厄除け祈願のために寄進したもの。『東海道名所図会』『江戸名所図絵』等にも描かれた。内部には書写経や檜の剣札が納められていた（現在は別置保存）。

住 川崎区大師町 4-48 川崎大師平間寺
公開情報 A 種別 有形文化財（歴史資料）

7



**かわさきだいしへいせんじこうようとう
川崎大師平間寺の弘法大師一千年忌供養塔**

弘法大師一千年遠忌を記念して、川崎大師への信仰の厚い江戸の米山松寿が中心となり奉納したもので、実際には遠忌に13年先駆けて建立された。

住 川崎区大師町 4-48 川崎大師平間寺
公開情報 A 種別 有形民俗文化財

8



**わかみやはちまんぐうちからいし
若宮八幡宮の力石**

祭礼の時などに力自慢が持ちあげた石を奉納したり、奉納されている石を持ち上げて力を競ったもの。それぞれの大きさ等は『川崎市石造物調査報告書（資料篇）』（昭和55年、川崎市教育委員会）に採録。

住 川崎区大師駅前 2-13-16 若宮八幡宮
公開情報 A 種別 有形民俗文化財

9



**おしみずごんげん
大清水権現**

加瀬山のかつて湧水があった場所近くに祀られた水神塔。「尾嘴水（おしみず）権現」とも呼ばれる。加瀬山へ登る道は「おしみず坂」と呼ばれ、テンブン加工を生業とした家が祀っていたと伝えられている。

住 幸区北加瀬1-38-6-2
公開情報 A 種別 有形民俗文化財

10



**かせだいこふんぐんだいこうふん
加瀬台古墳群第3号墳**

円墳と推測され、複室構造で胴張の横穴式石室をもっている。盗掘により、副葬品の内容は分かっていない。横穴式石室の形状から、7世紀前半の築造と推定される。※石室内には入れません。

住 幸区南加瀬
公開情報 A 種別 記念物（遺跡関係）

11



**しんじょうしおうしおうこうでんはっぴゃくやばしはしいた
新城小学校の伝・八百八橋の橋板**

明和・安永年間（1764-1781）に野村文左衛門が私財を投じて架けた多くの石橋のうち、中原街道の改修工事の際に見つかったと伝えられるもの。地域住民から新城小学校に寄贈された。

住 中原区下新城1-15-1 新城小学校
公開情報 C 種別 有形文化財（建造物）

12



**きょくちられんちゅうどうく
曲持連中の道具**

新城郷土芸能囃子曲持保存会に伝わる曲持の道具。一部には「昭和二十五年一月新調」と記されており、保存会結成以前から曲持連中が使用していたものであることがわかる。

住 中原区新城中町
公開情報 D 種別 有形民俗文化財

13



**すげらうかいひみおはんのんじう
菅町会の火の見及び半鐘**

昭和58（1983）年の菅会館の建て替え後、会館近くにあった昭和33（1958）年建設の鉄骨製の火の見の一部を、会館屋上に移設したもの。サイレンと半鐘が設置されている。

住 多摩区菅2-2-25
公開情報 D 種別 有形文化財（建造物）

14



**ばいざんせんせいのひ
鯰山先生之碑**

江戸時代後期、登戸の光明院で寺子屋を開き、医師の傍ら手習・漢学の師匠として慕われた阿部益齊（号は鯰山）の頌徳碑、筆子塚。

住 多摩区登戸1253 光明院
公開情報 A 種別 有形文化財（歴史資料）

15



**みょうらくじせきぞうじゅうおうぞう
妙楽寺の石造十王像**

江戸時代後期以降の作と考えられ、十王のほか、奪衣婆（だつば）、淨玻璃鏡（じょうはりのかがみ）、鬼卒（きそつ）、俱生神（くじょうじん）なども揃う。境内の十王堂内に安置されている。

住 多摩区長尾3-9-3 妙楽寺
公開情報 A 種別 有形民俗文化財

16



おかがみじんじや たま そうもしきろうは と ひょうん
オシ沿切通し多摩ローム層模式露頭剥ぎ取り標本

多摩区東生田3丁目東生田バス停付近にかつて存在した「オシ沿切通しの露頭」の地質剥ぎ取り標本。この露頭は多摩ロームおよびオシ沿砂礫層の模式地とされ、関東ローム層・テフラ（火山噴出物）研究の重要な地点となった。

住 多摩区桝形7-1-2 青少年科学館
公開情報 D 種別 記念物（地質・鉱物関係）

岡上神社本殿の彫刻

本殿三方の壁（胴破目）には、鷲、波、松の浮彫の彫刻があり、2か所の脇障子には鶴が彫刻されている。彫刻の制作年代は不明だが、明治42（1909）年の合祀以前の社の彫刻が転用されたと考えられる。

住 麻生区岡上809 岡上神社
公開情報 D 種別 有形文化財（彫刻）



おかがみじんじや おいでんない すいばん
岡上神社覆殿内の水盤

嘉永2（1849）年に長谷川辰五良が奉納した水盤で、水盤部を人物が背負う形式。人物が単独で水盤を背負う形式は珍しく、造形も優れている。

住 麻生区岡上809 岡上神社
公開情報 D 種別 有形文化財（工芸）

25



おかがみじんじや すいてんくう ひ こんせいたいみょうじん ひ
岡上神社の水天宮碑・金精大明神碑

岡上山東光院の27世秀音が勧請・建立した石碑。水天宮碑は嘉永3（1850）年に建立、金精大明神の碑は嘉永4（1851）年に足利鑑阿寺から勧請したことが碑面から読み取れる。

住 麻生区岡上809 岡上神社
公開情報 A 種別 有形民俗文化財

17



だいし あな
大師穴

7世紀代の横穴墓をベースとして、後世に手が加えられているもので、『江戸名所図会』に「大師岩室」として紹介されている。

住 多摩区長尾3-9-3 妙楽寺内
公開情報 D 種別 記念物（遺跡関係）

18



おかがみじんじや はいでんおよ おいでん
岡上神社拝殿及び覆殿

岡上神社は岡上村内の5社を明治42（1909）年に合祀してきた。覆殿は、嘉永元（1848）年に建築されたもと剣神社本殿の覆殿を移築。拝殿は合祀時に建てられたが関東大震災で被災し、昭和3（1928）年に再建。

住 麻生区岡上809 岡上神社
公開情報 A 種別 有形文化財（建造物）

20



きゅうわるぎんじや せきぞう ふ どうみょおう ざ ぞう
旧剣神社の石造不動明王坐像

岡上村氏子中が弘化4（1847）年に剣神社に奉納した坐像。明治42（1909）年の合祀により岡上神社に遷された。

住 麻生区岡上809 岡上神社
公開情報 D 種別 有形文化財（彫刻）



おかがみじんじや むなふだ
岡上神社の棟札

嘉永元（1848）年の剣神社再建、嘉永5（1852）年の宝殿稻荷社建設、明治42（1909）年の岡上神社合祀など幕末から明治期に至る神社の棟札がまとめて保管されている。

住 麻生区岡上809 岡上神社
公開情報 D 種別 有形文化財（歴史資料）

22



おかがみじんじや おいでんない こまいぬ
岡上神社覆殿内の狛犬

嘉永3（1850）年に宮野太右衛門、鳥海定右衛門が奉納した狛犬。もとは、奉納者である宮野氏やその一族が祀っていた剣神社の狛犬と推定され、5社合祀に際して本殿覆殿内に安置されたとみられる。

住 麻生区岡上809 岡上神社
公開情報 D 種別 有形民俗文化財



おかがみじんじや ちょう ず ぱち
岡上神社の手水鉢

岡上神社参道脇に安置されている手水鉢で、正面に龍の彫刻、左側面に「嘉永三年十二月吉祥日」、右側面に願主の刻銘がある。

住 麻生区岡上809 岡上神社
公開情報 A 種別 有形民俗文化財

25

26



おかがみじんじや こうしんとう
岡上神社の庚申塔

角柱型の青面金剛文字塔で、安政2（1855）年の銘文がある。市域では青面金剛像を刻む庚申塔は多いが、「青面金剛」と刻む文字塔は珍しい。

住 麻生区岡上809 岡上神社
公開情報 A 種別 有形民俗文化財

27



おかがみじんじや けんろう じ しんとう
岡上神社の堅牢地神塔

角柱型の文字塔で正面に堅牢地神と刻まれている。岡上の各地区では、かつて地神講が盛んにおこなわれていたことがうかがえる。

住 麻生区岡上809 岡上神社
公開情報 A 種別 有形民俗文化財

川崎市地域文化財顕彰制度とは

文化財は、歴史の中で自然環境や社会、生活を反映してはぐくまれ継承されてきた地域の財産です。文化財の中で特に重要なものは国や県、市が指定・登録等を行い、保護しています。川崎市内では、現在170件の指定・登録等文化財の保存と活用に努めています。

一方で、指定・登録等をされていない文化財の多くは、十分に把握されておらず、知らないうちに失われたり、壊れたりする危機に瀕しています。

川崎市地域文化財顕彰制度は、地域に根ざした豊富な文化財を幅広く顕彰・記録することで、地域で守られ、伝えられてきた文化財に光をあて、多くの人々にその価値を伝えていくことを目指しています。

<川崎市域の文化財>

法令・条例等で保護	国指定文化財 19件
	県指定文化財 27件
	市指定文化財 116件
	国登録文化財 7件
	県選択無形民俗文化財 1件

令和6(2024)年3月1日現在

その他、指定・登録等されていない多くの未指定文化財があります。

対象となる文化財

地域文化財の候補となるものは、川崎市域の人と自然、人と人とのかかわりの中でうまれ、衣食住等の人々の生活の移り変わりが分かるものや、川崎市の自然・地形・街道の街並み等、文化財の周辺環境も含まれます。

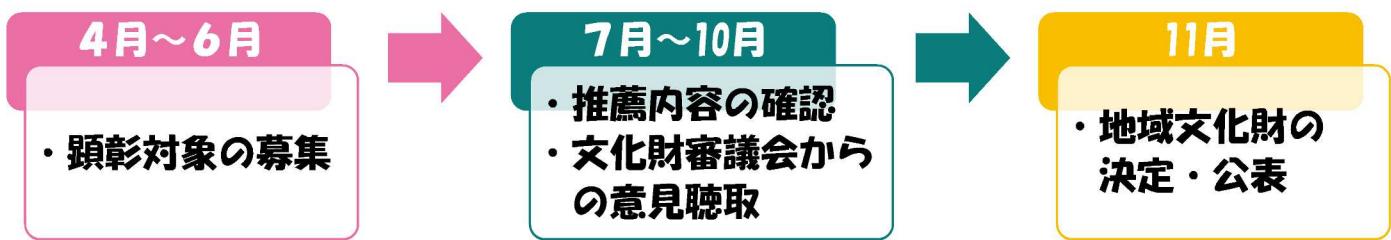
文化財保護法や県・市の文化財保護条例で指定・登録等され、保護の手段が講じられている文化財は除きます。また、対象となる文化財は、概ね50年を経たものとします（記念物や文化的景観以外）。

※川崎市の指定等文化財については、川崎市教育委員会事務局文化財課ウェブサイトなどを御覧ください。

地域文化財顕彰制度と文化財保護法・条例に基づく指定等の制度との違い

制度の区分	根拠法令等	指定等の要件・目的	制約等	補助・助成
国指定文化財	文化財保護法	国民にとって重要な文化財を指定し保護活用を図る。	現状変更や修理、輸出の許可を要する。	保存修理や防災への経費補助、買い上げ、税制上の支援
県指定文化財	神奈川県文化財保護条例	県民にとって重要な文化財を指定し保護活用を図る。	現状変更、修理等に制限	保存修理や防災への経費補助
市指定文化財	川崎市文化財保護条例	市民にとって重要な文化財を指定し保護活用を図る。		
国登録文化財	文化財保護法	国民にとって保存及び活用のための措置が特に必要とされるものについて緩やかな保護措置を講じる。	外観の変更制限 現状変更等の届出	保存修理のための設計管理へ経済補助、税制上の支援
県選択文化財	神奈川県文化財保護条例	無形文化財及び無形民俗文化財のうち特に必要なあるものを選択し、記録作成、保存、公開する。	保持者の氏名等の変更の届出	公開、記録作成、保存、公開への経費補助
地域文化財	川崎市地域文化財顕彰制度要綱	法・条例による指定等を受けていないものを顕彰・記録することによって活用を図る。	現状変更等の届出 ※行為の制限はありません。	金銭的な支援はありません。

地域文化財の決定方法



地域文化財として顕彰されると…

○川崎市ウェブサイトや普及パンフレットなどにより周知を行います。

※ただし、文化財の公開については、所有者の希望により非公開とすることもあります。

○管理や現状変更などへの専門家による指導助言を受けることができます。

※補助金などの金銭的な助成はありませんが、顕彰・周知により地域文化財に光をあてるとともに、調査や記録、所有者・管理者への積極的な助言などにより地域文化財の保護活用を図ります。

※所在変更や現状変更などに対する制限はありません（届出のみお願いします）。

地域文化財の推薦方法

[推薦期間] 令和6(2024)年4月1日～6月30日【消印有効】

※推薦団体から文化財課への推薦書等の提出期間

[推薦できる方]

○対象文化財の保存や活用にかかわりのある市民団体

※文化財の所有者を含め、個人からの推薦は受け付けませんが、個人所有のもので地域の歴史を知るために地域文化財としてふさわしいものがありましたら、教育委員会事務局文化財課へ御相談ください。

※地域の郷土史会、ボランティア団体、町内会等で法人格のない団体でも推薦できます。

[推薦に必要な書類]

1 川崎市地域文化財推薦書（第1号様式）

※5件以内を目安に御推薦ください。多数の文化財の推薦をお考えの場合は、文化財課に御相談ください。

2 推薦する文化財の詳細が分かる資料

（写真や位置図、概要、沿革や由来に関する資料など）

3 推荐団体の規約や活動状況に関する資料

4 文化財の所有者の同意書（第2号様式）

※推薦にあたっては、原則として所有者の同意が必要です（推薦者が所有している場合は必要ありません）。

※寺社の文化財を推薦する場合は、寺社の代表の方（代表役員・住職・宮司など）の同意が必要です。

※第1号様式・第2号様式は川崎市地域文化財顕彰制度ウェブサイトからダウンロードできます。



[推薦書等提出方法]

次の提出先あてに郵送、お持ちいただくか、ロゴフォームでご提出ください。

[提出先・お問合せ先]

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課 あて

電話 044-200-3305 E-mail : 88bunka@city.kawasaki.jp

オンライン（ロゴフォーム）手続きについて

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000140909.html> ⇒

